

平成26年12月25日

流山市長 井崎 義治 様

流山市補助金等審議会

会長

山口 今朝勝

平成27年度予算における補助金等について（答申）

平成26年11月12日付け流財調第286号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申

「平成 27 年度予算における補助金等」について

平成 26 年 12 月 25 日

流山市補助金等審議会

目 次

はじめに	1
1 補助金等の現状	2～3
2 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等	4～5
3 審査対象補助金等の審査結果	
(1) 総合評価区分	6
(2) 個別評価一覧	6～14
おわりに	15

はじめに

流山市補助金等審議会（以下、「本審議会」という。）は、平成 26 年 6 月 2 日に流山市長より「平成 26 年度補助金等の適正化について」の諮問を受け、既存 128 件の補助金等のうち国・県から交付を受ける補助金等（以下「国・県補助金等」という。）を除く市単独補助金等 93 件について、個々の補助金ごとにそれぞれ「評価」、「コメント」等を付し、同年 10 月 1 日に答申（以下「第 1 回答申」という。）を行いました。

また、この「第 1 回答申」においては、個別補助金等への評価等に併せ、「改善点等」として、次のような意見を付言しました。

その主な内容は、

- ①長期補助金等に対する検証（固定化・マンネリ化の払拭）
- ②特定の団体等への補助金等に対する事業の点検、検証による必要最小限の補助の徹底及び自立化の推進
- ③補助対象者等の増加に連動して漸増が見込まれる補助金等について、事業のあり方とともに、先行きの財政負担を見据えた検討
- ④3M(ムリ、ムラ、ムダ)の排除、スクラップ&ビルドの徹底、費用対効果の検証といったものでありました。

特に、この改善点を申し上げた事項に該当する補助金等（以下「改善要望補助金等」という。）については、今後、市関係部局において「補助金等適正化実行プラン」（以下「実行プラン」という。）を作成する際には、事業内容等の見直しを含め、その対応策等を反映させ、補助金等の適正化に努めていただきたい旨申し上げたところです。

今般、同年 11 月 12 日に流山市長から本審議会に対し、本年度第 2 回目となる諮問（「平成 27 年度予算における補助金等について」）がありました。

本審議会としては、「第 1 回答申」での評価、意見及びこれまでの数次に亘る審議経緯等を踏まえ、諮問された補助金等について、市の関係部局が作成した「実行プラン」等を基に、委員 7 名が市の各関係部局と真摯に議論をし、検討を加え、審査・評価を行いました。

その内容は、以下のとおりです。

1 補助金等の現状

平成 27 年度の流山市の補助金等は、要求全体で 121 件、2,158 百万円（下記（1）表）となっており、平成 26 年度予算（下記（2）表）との比較では、件数で 7 件の減、金額では 1,277 百万円の減額要求となっています。その増減等の内訳は次のとおりです。

（1）平成 27 年度補助金等予算要求内訳

区 分		平成 27 年度要求		左 の 内 訳			
		件数	要求額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等	
				件数	要求額 (千円)	件数	要求額 (千円)
平成 27 年度要求		121	2,158,493	92	589,176	29	1,569,317
(一般会計)		117	2,109,360	89	542,035	28	1,567,325
(特別会計)		4	49,133	3	47,141	1	1,992
対平成 26 年度増減等	＜増額要求＞	26	1,376,004	18	230,465	8	1,145,539
	(一般会計)	24	1,329,712	17	186,165	7	1,143,547
	(特別会計)	2	46,292	1	44,300	1	1,992
	＜減額要求＞	25	515,568	16	121,468	9	394,100
	(一般会計)	23	512,727	14	118,627	9	394,100
	(特別会計)	2	2,841	2	2,841	-	-
	＜同額要求＞	70	266,921	58	237,243	12	29,678
	(一般会計)	70	266,921	58	237,243	12	29,678
	(特別会計)	-	-	-	-	-	-

この「平成 27 年度補助金等予算要求」と「平成 26 年度補助金等予算」（下記（2）表）との比較で増減している主なものは次のとおりです。

①平成 26 年度には予算計上がなく、平成 27 年度に新たに予算要求を行う補助金等

○「市単独補助金等」 2 件 9,200 千円

- ・自治会館建設事業補助金（8,600 千円）・・・（P. 7 参照）
- ・国際標準規格認証取得支援事業補助金（600 千円）・・・（P. 10 参照）

（注）制度自体は存するが、平成 26 年度には該当する事案がなかったため予算計上しなかったものであることから、本表では新規ではなく増額要求補助金等として計上

②平成 26 年度には予算計上したが、平成 27 年度には該当する事案がないため予算要求を行わない補助金等

○「市単独補助金等」 △2 件 △253 千円

- ・商業団体事業運営資金利子補給金（△203 千円）
- ・エコアクション 21 認証登録支援事業補助金（△50 千円）

○「国・県補助金等」 △4 件 △60,181 千円

- ・コミュニティ助成事業補助金（コミュニティ課所掌分）（△1,000 千円）
- ・コミュニティ助成事業補助金（防災危機管理課所掌分）（△1,100 千円）
- ・千葉県経営体育成支援事業補助金（△56,240 千円）
- ・介護基盤緊急整備特別対策事業補助金（特別会計）（△1,841 千円）

③平成 26 年度限りの補助金等

○「国・県補助金等」 △2 件 △845,410 千円

・臨時福祉給付金（△645,010 千円）

・子育て世帯臨時特例給付金（△200,400 千円）

④平成 27 年度に他の補助金等へ統合したことによる件数の減

○「市単独補助金等」 △1 件（自主防災組織消火器維持管理費補助金）

特に、平成 27 年度において、「国・県補助金等」が大幅な減額となっていますが、これは、消費税率の引き上げに伴い、平成 26 年度の単年度事業で暫定的かつ臨時的な給付措置として実施された上記③の補助金等 2 件が減額となることのほか、平成 26 年度において、私立保育所が多く新增設（7 か所）されたことに伴い増額となった「私立保育所整備補助金」が、平成 27 年度では新增設の数が減となるために減額（△306,180 千円）となること及び上記②などがその主たる要因となっています。

(2) 平成 26 年度補助金等予算内訳

区 分		平成 26 年度予算		左 の 内 訳			
		件数	予算額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等	
				件数	予算額 (千円)	件数	予算額 (千円)
平成 26 年度予算		128	3,435,033	93	587,227	35	2,847,806
(一般会計)		123	3,379,712	90	535,067	33	2,844,645
(特別会計)		5	55,321	3	52,160	2	3,161
〔内訳〕							
＜当初予算＞		125	3,057,137	93	568,893	32	2,488,244
(一般会計)		120	3,008,816	90	523,733	30	2,485,083
(特別会計)		5	48,321	3	45,160	2	3,161
平成 26 年 度 補 正	＜6 月補正＞ 注1	3	58,340	－	－	3	58,340
	(一般会計)	3	58,340	－	－	3	58,340
	(特別会計)	－	－	－	－	－	－
	＜9 月補正＞ 注2	(3)	5,530	(2)	5,062	(1)	468
	(一般会計)	(3)	5,530	(2)	5,062	(1)	468
	(特別会計)	－	－	－	－	－	－
	＜12 月補正＞ 注2	(5)	314,026	(3)	13,272	(2)	300,754
	(一般会計)	(4)	307,026	(2)	6,272	(2)	300,754
	(特別会計)	(1)	7,000	(1)	7,000	－	－

(注 1) 6 月補正の 3 件は、新規計上の補助金等である。

(注 2) 9 月補正の 3 件及び 12 月補正の 5 件の補助金等は、平成 26 年度既計上予算額を増額補正するものであることから、合計欄の件数には含まない。

2 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等

今回の諮問は、平成 27 年度予算の策定に当たって、「平成 27 年度に増額要求のある補助金等（26 件）について」本審議会の意見を求められたものであります。

したがって、これを受けての審査対象補助金等及び審査の判断基準等については次のとおりとしました。

(1) 審査対象補助金等

審査対象の補助金等は、平成 27 年度増額要求補助金等（1－(1) 参照）のうち、「第 1 回答申」と同様、「国・県補助金等」8 件を除く「市単独補助金等」18 件としました。

また、審査に当たっては、「実行プラン」等を基に市の担当部局からのヒアリングを 2 日間に分けて行い、その後各委員からそれぞれの補助金ごとの評価・意見等を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」等を決定しました。

(2) 審査日程

日 程	審 査 内 容	備 考
11 月 12 日（水）	・ 市長より「諮問」 ・ 「今後の審査日程」、「審査対象補助金等」及び「判断基準」及び「総合評価区分」等を決定	
11 月 19 日（水）	＜「増額要求補助金等」についてヒアリング＞	〔所管課〕
	・ 企業立地促進奨励金	（誘致推進課）
	・ 自主防災組織防災資機材整備等事業補助金	（防災危機管理課）
	・ 私立幼稚園心身障害児指導補助金	（子ども家庭課）
	・ 私立幼稚園園児補助金	（ 〃 ）
	・ 私立幼稚園 AED 設置事業補助金	（ 〃 ）
	・ 自治会館維持管理費補助金	（コミュニティ課）
	・ 自治会館建設事業補助金	（ 〃 ）
	・ 認可外保育施設等保育料助成金	（保育課）
11 月 26 日（水）	＜「増額要求補助金等」についてヒアリング＞	〔所管課〕
	・ 土地改良施設維持管理費補助金	（農政課）
	・ 商業振興共同施設維持管理費補助金	（商工課）
	・ 国際標準規格認証取得支援事業補助金	（ 〃 ）
	・ 小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金	（学校教育課）
	・ 進路指導対策費補助金	（指導課）
	・ 人間ドック利用助成金	（国保年金課）
	・ 社会福祉協議会事業費補助金	（社会福祉課）
	・ 福祉タクシー利用補助金	（障害者支援課）
	・ 障害者支援施設等通所交通費助成金	（ 〃 ）

12月3日(水)	個別補助金等ごとに「評価」を審議、併せて「評価コメント」等について協議	
12月10日(水)	「同上」	
12月17日(水)	・個別補助金等ごとの「総合評価」及び「評価コメント」等を最終決定 ・「答申書」について協議	
12月24日(水)	「答申書」を決定	
12月25日(木)	市長へ答申	

(3) 判断基準及び総合評価区分

①「判断基準」は、「第1回答申」と同様、以下の五項目で行いました。

審査項目		判断基準
公益性	・市の政策目的に合致している。 ・市民の福祉の向上に役立っている。	・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。	・公平に市民に利益をもたらすものか。 ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に公平感はあるか。
必要性	・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみに依存することなく、団体に自立性が図られているか。

②「総合評価区分」は、「第1回答申」と同様、次の四段階での評価としました。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
妥当なもの	おおむね妥当なもの	検討を要するもの	不認可とすべきもの

3 審査対象補助金等の審査結果

審査の結果、審査対象補助金等に係る「総合評価区分」及び「個別評価」は次の（１）及び（２）とおりとなりました。

（１）総合評価区分

- A 評価（ 妥当なもの ） 15 件
- B 評価（おおむね妥当なもの） 2 件
- C 評価（ 検討を要するもの ） 1 件
- D 評価（不認可とすべきもの） 0 件

（２）個別評価一覧

〈（注）平成 26 年度予算額は当初予算額である。〉

補助 金等 番号	補助金等名称 (創設年度等) (第 1 回答申評価)	27 年度 要求額 (千円)	26 年度 予算額 (千円)	対前年 増減額 (千円)	総合 評価	評価コメント
3	企業立地促進奨励金 創設年度 平成 18 年 (経過年数 9 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	16,300	9,900	6,400	A	本奨励金は、本市への企業立地を促進し、本市の産業の振興、雇用機会の拡大等を図るため、誘致立地企業に対し、奨励措置（当該企業の固定資産税及び都市計画税収納相当額を一定期間助成）を講ずるものである。 増額は、平成 25 年度に立地した企業に係る上記両税の評価額が確定したことに伴うものであり、妥当である。 なお、本審議会が要望した「実績・効果等の公開」については、市のホームページに掲出することが予定されており、評価したい。
6	自治会館維持管理費補助金 創設年度 昭和 56 年 (経過年数 34 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	7,488	7,360	128	A	本補助金は、地域コミュニティ活動の拠点である自治会館を健全に維持・管理するために必要な改修等の経費の一部を補助するものである。 増額は、2 自治会の会館新設に伴うものであり、妥当である。

8	自治会館建設事業補助金 創設年度 昭和 52 年 (経過年数 38 年) 第 1 回答申総合評価 「一」 (参考) 23.10. 4 答申総合評価 「A」	8,600	0	8,600	A	本補助金は、地域コミュニティ活動の拠点となるとともに、災害時等の一時的な避難場所としての活用が期待できる自治会館の建設事業費の一部を補助するものである。 平成 27 年度における要求は、2 自治会からの建設事業の申請に基づくものであり、妥当である。 (前年度は、申請する自治会がなかったものである。)
13	社会福祉協議会事業費補助金 創設年度 昭和 42 年 (経過年数 48 年) 第 1 回答申総合評価 「B」	42,052	27,108	14,944	B	本補助金は、地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を実施している「社会福祉協議会」の事業活動に対する経費補助である。 当該協議会の活動内容は、行政に関連するものが多く、また、活動実績等からみてもその必要性は理解できる。 当協議会は、本審議会をはじめ、関係方面からの指摘等を踏まえ、人件費の縮減、事業経費の見直し等を進めるとともに、内部留保金である財政調整積立金を取り崩すなど事業改善の努力が認められる。その結果として、平成 26 年度には市の補助金を大きく減額している。 平成 27 年度において増額となっているのは、前述したとおり内部留保金が減少していること、併せて事業内容を精査した結果、不足する財源相当を要求しているものと理解でき、おおむね妥当といえる。

						ただ、本審議会としては、常に意見を申し上げているように社会福祉法人といえども基本は自立が大原則である。 したがって、引き続き事業内容等の改善・見直し、経費の縮減に努め、補助金については、必要最小限となるよう不断の検討を要望する。
16	福祉タクシー利用補助金 創設年度 昭和 57 年 (経過年数 33 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	20,750	20,669	81	A	本補助金は、本市在住の重度障害者が利用する福祉タクシーの料金の一部を助成するもので、重度障害者の社会活動参加の促進に寄与しているものと理解できる。 増額は、利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。
28	障害者支援施設等 通所交通費助成金 創設年度 平成 19 年 (経過年数 8 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	5,464	4,661	803	A	本助成金は、福祉作業所等に通所する本市在住の障害者に通所にかかる交通費を助成するものであり、作業所での工賃など社会的状況に大きな変化が見えない中、障害者の社会参加、生活の安定に寄与しているものと理解できる。 増額は、利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。
51	認可外保育施設等 保育料助成金 創設年度 平成 26 年 (経過年数 1 年) 第 1 回答申総合評価 「B」	8,160	6,429	1,731	A	認可保育所が不足し、待機児童が依然として発生している現状から、認可保育所が整備されるまでの経過措置としての本事業は当面必要なものであると理解する。 増額は、待機児童数の増加に伴うものであり、妥当である。 ただ、本審議会が要望している

						不慮の事故等の発生防止には引き続き万全を期していただきたい。
52	私立保育所 AED 設置事業補助金 創設年度 平成 20 年 (経過年数 7 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	957	642	315	A	本補助金は、保育児童の健康維持、子どもの安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器（「AED」）を設置する私立保育所に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助するもので、当面やむを得ないものと理解する。 増額は、私立保育所の増設（5 所）に伴うものであることから、妥当である。 しかし、公立の保育所とのバランスや AED の導入の促進を図るという目的は理解できるが、現行のままでは補助の長期・固定化の可能性はある。 導入後一定期間の助成は必要と考えるが、少なくとも、再リース・消耗品の更新等に当たっての補助のあり方等について引き続き検討されることを要望する。
76	土地改良施設維持 管理費補助金 創設年度 昭和 63 年 (経過年数 27 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	3,928	820	3,108	A	本補助金は、灌漑排水施設等の維持管理に対するものであり、農地の保全、防災等市民生活の安全確保に寄与しているといえる。 増額は、各土地改良区内における、大量繁殖した真菰の除去や揚水ポンプの老朽化に伴う改修工事等に要するものであり、妥当である。 しかし、補助が長期・固定化にある。農業振興策全体の中でその在り方を検討するとともに、市においても各土地改良区の実態をよく把握し、優先度を踏まえ、計

						画性をもった事業執行を期待する。
78	商業振興共同施設 維持管理費補助金 創設年度 昭和 61 年 (経過年数 29 年) 第 1 回答申総合評価 「B」	4,049	2,299	1,750	C	本補助金は、市内 15 の商店街等が維持管理する街路灯の共同施設に係る経費（電気料）の一部を補助するもので、商業の振興及び市民の利便の向上、安全・安心なまちづくりに寄与しているものと理解する。 しかし、今回の増額が、LED 化設置済の 10 商店街について従来の 2 分の 1 補助から全額補助へと変更することが大きな理由となっていることには疑問がある。 商店街施設の維持管理は事業運営の基盤そのものであると同時に市民の利便向上、安全・安心な街づくりにも寄与するものであることから、これまでも市が一定の補助を行ってきたものとする。 市全体の防犯体制のあり方や各地域における防犯施設の維持・管理と経費負担のあり方等についてのコンセンサスが得られているとは思えない状況下で、当該事業に対する補助割合を変更することは理解できない。 電気料金アップに伴う増額は認められるが、それ以外については再検討が必要である。
82	国際標準規格認証 取得支援事業補助金 創設年度 平成 18 年 (経過年数 9 年)	600	0	600	A	本補助金は、国際認証である ISO を取得しようとする市内企業を支援するものである。 この認証を取得することで企業競争力が強化されるとともに、信用力が向上し、もって、本市産業の振興と地域経済の活性化に

	第 1 回答申総合評価 「一」 (参考) 24.12. 25 答申 総合評価 「A」					寄与することが期待される。 平成 27 年度に、新たに認証取得を行う企業（1 社）があることから、当該社に対し、取得（ISO9001・ISO14001）に要する経費の一部を補助するものであり、妥当である（前年度は、申請する企業がなかったものである）。
92	自主防災組織防災 資機材整備等事業 補助金 創設年度 平成 27 年 (経過年数 一年) (参考) 「自主防災組織防災 資機材整備事業補助 金」 (26 年度予算額) 2,000 千円 第 1 回答申総合評価 「A」 「自主防災組織消火 器維持管理費補助金」 (26 年度予算額) 640 千円 第 1 回答申総合評価 「A」	3,700	2,640	1,060	A	本補助金は、自治会単位の自主防災組織に対し、必要な防災資機材の整備及び防災に関する訓練・研修等に要する経費を補助するものであり、平成 27 年度においては、従来の「防災資機材整備事業補助金（2,000 千円）」と「消火器維持管理費補助金（640 千円）」を統合するとともに、これまで市が行っていた防災に関する研修等に係る経費を現行の予算の範囲内で本補助金に整理・統合することで、事業を一体化し、自主防災組織の活動の充実を図ろうとするものである。 本補助金は、地域のニーズも高く、また、地域の防災力の向上に大きく寄与するものと理解する。 増額は、これまで市が行っていた防災研修等に係る経費を本補助金へ移し替えたものと理解でき、妥当と考える。 ただし、特に、これまで市が中心的に行ってきた研修等の事業を当該組織に委ねることによる事業効果に不安がある。 当該組織が行う研修等の効果の検証が必要である。

93	小中学校特色ある 教育活動推進事業 協議会育成助成金 創設年度 平成 12 年 (経過年数 15 年) 第 1 回答申総合評価 「B」	3,250	2,990	260	B	本助成金は、各小中学校で独自の発想による特色ある・幅広い教育活動の実践を支援するためのものである。 増額は、小中学校の増設（2 校）によるものであり、おおむね妥当である。 なお、本審議会が要望している「事業の成果の検証とその成果の次の事業への反映」については、各学校より実績調書の提出を求め、教育委員会のホームページで極力公開を予定するなど一定の改善が見られることは評価したい。ただ、公開に当たっては、事業のプロセス（事業実施の手順・実績・生徒の感想及び意見等）等を含め、各学校のまさに特色（カラー）が見え、かつ、市内全校が共有できるような内容となることを期待する。
97	進路指導対策費補助金 創設年度 平成 3 年 (経過年数 24 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	1,170	1,040	130	A	本補助金は、生徒一人ひとりの希望と能力に応じ、自己実現を図るために、時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な進路指導を進めるために要する経費の補助である。 増額は、中学校の新設（1 校）によるものであり、妥当である。 なお、本審議会が要望している「活動成果の公開等」については、市教育研究会の進路指導部会を通じて市全体で共有できる取り組みを検討するなど一定の改善が見られることは評価したい。 当該事業は、個人情報観点等から、全面的な公開には難しい面があることは理解するが、適切な

						「事業内容・効果」の公開についての引き続きの検討を期待する。
99	私立幼稚園心身障害児指導補助金 創設年度 平成 11 年 (経過年数 16 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	450	350	100	A	本補助金は、私立幼稚園の心身障害児の受け入れを促進し、幼児教育の拡充に寄与しているものと理解する。 増額は、対象園児の増加に伴うものであり、妥当である。
100	私立幼稚園児補助金 創設年度 昭和 56 年 (経過年数 34 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	58,910	57,365	1,545	A	本補助金は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、幼児教育の振興に寄与しているものと理解する。 増額は、私立幼稚園が増加することに伴うものであり、妥当である。
101	私立幼稚園 AED 設置事業補助金 創設年度 平成 20 年 (経過年数 7 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	337	291	46	A	本補助金は、児童の健康維持、子どもの安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器（「AED」）を設置する私立幼稚園に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助するもので、当面やむを得ないものと理解する。 増額は、私立幼稚園の増設（1 園）に伴うものであることから、妥当である。 しかし、公立の幼稚園とのバランスや AED の導入の促進を図るという目的は理解できるが、現行のままでは補助の長期・固定化の可能性はある。また、私立幼稚園の経営自体は自立が基本と考える。 導入後一定期間の助成は必要と考えるが、少なくとも、再リース・消耗品の更新等に当たって

						は、各園の自助努力とならないかなど、補助のあり方について引き続き検討されることを要望する。
119	人間ドック利用助成金 創設年度 平成 7 年 (経過年数 20 年) 第 1 回答申総合評価 「A」	44,300	41,160	3,140	A	本助成金は、国保被保険者に対する保健事業の一環として、ドック等を利用する場合の検査費用の一部を助成することで、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て被保険者の健康の保持増進を図るものである。 増額は、利用者の増加が見込まれるとともに現行制度に脳ドック及びオブション (MRI) の項目を追加することによるものである。 検査項目を新たに追加するに当たり、検査項目 (人間ドック・脳ドック・人間ドック+MRI) を、いずれか一つの選択制とするとともに、助成額を従来の 7 割助成 (約 30,000 円) から定額助成 (25,000 円) に減額し、オブションの MRI 検査 (5,000 円) については 3 年に一度とするなど一定の経費抑制策が図られており、増額は妥当と考える。 しかし、本審議会としては、利用者の増に比例して自然増的に助成金が増加することについては、その対応策等の不断の検討が必要との意見を申し上げている。 国保運営協議会等を通じ、引き続き検討されることを要望する。
計 (18 件)		230,465	185,724	44,741	【総合評価】 〔A 評価〕 15 件、〔B 評価〕 2 件、〔C 評価〕 1 件、〔D 評価〕 0 件	

おわりに

冒頭に申し上げたように、「改善要望補助金等」に係る「実行プラン」の作成に当たっては、事業内容等の見直しを含め、その対応策等を反映させるようお願いをいたしました。

今回審査対象とした補助金等 18 件の中には、この「改善要望補助金等」として意見等を付記したものが 10 件含まれていました。そのうちの多くは、本審議会の意見等への対応策等が「実行プラン」に示されており、改善の方向性等が見られるようになりました。

本審議会の意見等に真摯に取り組まれていることに対しては評価をしたいと思います。

しかし、今回諮問のありました補助金等の審議は、わずか 18 件と平成 27 年度の市単独補助金等 92 件の 2 割にも満たないものでした（1－（1）参照）。このことは、「改善要望補助金等」として意見等を付した事業の大半が前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、改善の方向性等についての審議を経ることなく、平成 27 年度においても継続執行されるということになります。むろん、本審議会は、「改善要望補助金等」であっても、事業自体の必要性は認めた上での意見等であり、事業の執行を否定するものではありません。

しかしながら、答申は、市長からの諮問を受け、委員全員が真摯に議論をし、検討を加えた上での貴重な意見等でもあります。平成 27 年度予算の策定を含め事業の執行に当たっては、本審議会の意見等を十分に尊重されますよう強く要望いたします。

いうまでもなく補助金等は市民の貴重な税金により賄われているものであります。

流山市の活性化、市民生活の向上等を図るために補助金等が有効に活用されることは何よりも大切なことではありますが、併せてその適正執行には万全を期されるようお願いいたします。

平成 26 年 12 月 25 日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝

副会長 西村象六

廣田有里

大久保まり子

川勝哲

中村秋子

光川眞壽